

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当
たるときは、そ
の翌日)

◇ 条 例

目 次

- 職員団体の登録に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例
- 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県税条例の一部を改正する条例
- 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県農林団体組織整備助成条例の一部を改正する条例
- 鳥取県林業改良指導員資格試験条例の一部を改正する条例
- 鳥取県特殊車両通行許可申請手数料条例の一部を改正する条例
- 風俗営業等取締法施行条例の一部を改正する条例
- 鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例

条 例

職員団体の登録に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十三年十月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第二十五号

職員団体の登録に関する条例の一部を改正する条例

職員団体の登録に関する条例(昭和四十一年八月鳥取県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び第五項から第八項まで」を「第五項、第六項、第八項及び第九項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十三年十月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第二十六号

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例

(鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第一条 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例(昭和五十二年七月鳥取県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「昭和五十二年六月分」を「昭和五十三年六月分」に、「四十三万三千二百二十四円」を「四十六万二千百三十二円」に改める。

(恩給の年額の昭和五十三年改定に関する条例の一部改正)

第二条 恩給の年額の昭和五十三年改定に関する条例(昭和五十三年五月鳥取県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「恩給」を「退職年金及び遺族年金」に改め、第三条を第四条とし、第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

(通算退職年金及び通算遺族年金の年額の改定)

第二条 県吏員等に給する通算退職年金については、昭和五十三年四月分以後、その年額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る退職一時金の基礎となつた在職年の月数を乗じて得た額に改定する。

一 四十三万三千二百二十四円

二 通算退職年金の仮定給料(当該通算退職年金の年額の計算の基礎となつている給料月額に十二を乗じて得た額を基礎として、当該通

算退職年金を退職年金とみなして前条の規定によりその年額を改定するものとした場合にその改定年額の計算の基礎となるべき給料年額を求め、その給料年額を十二で除して得た額をいう。)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

2 前項の場合において、その者に係る第二号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超えるときは、同項の通算退職年金については、同項の規定にかかわらず、昭和五十三年四月分以後、その額を、第一号に掲げる金額を第二号に掲げる金額で除して得た割合(その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十)を同項の規定の例により算定した額に乗じて得た額に改定する。

一 前項第二号に規定する通算退職年金の仮定給料に在職年の年数を乗じて得た金額

二 前項に定める通算退職年金の額に、退職の日における年齢に応じ鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例別表第二に定める率を乗じて得た金額

3 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例第十八条ノ三第五項の規定に該当する通算退職年金については、同項の合算額のうちの一の額に係る年金ごとに前二項の規定の例により算定した額の合算額をもつてこれらの規定に定める通算退職年金の額とする。

4 前三項の規定により年額を改定した場合において、改定後の年額が従前の年額より少ないときは、従前の年額をもつて改定年額とする。

5 県吏員等の遺族に給する通算遺族年金については、昭和五十三年四月分以後、その年額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前四項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年額の百

分の五十に相当する額に改定する。

6 県吏員等に給する通算退職年金及び県吏員等の遺族に給する通算遺族年金については、昭和五十三年六月分以後、その年額を、第一項第一号中「四十三万三千二百二十四円」とあるのは「四十六万二千百三十二円」と読み替えて、前五項の規定に準じて算定した額に改定する。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例の規定及び第二条の規定による改正後の恩給の年額の昭和五十三年改定に関する条例第二条第六項の規定は昭和五十三年六月一日から、第二条の規定による改正後の恩給の年額の昭和五十三年改定に関する条例第二条(第六項を除く。)の規定は同年四月一日から適用する。

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十三年十月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第二十七号

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十四年十月鳥取県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

附則第十条第四項中「同号中「百五十分の二・五」とあるのは、「百五十分の一・五」を「同号に定める率は、百五十分の五十」に改め、同条

第六項中「第四項の規定により読み替えられた前項第三号に定める率」を「百五十分の五十」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例附則第十条の規定は、昭和五十三年十月分以後の月分の退職年金又は遺族年金について適用する。

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十三年十月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第二十八号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第一百六条ただし書中「第六号」を「第七号」に改め、同条第四号中「もつぱら」を「専ら」に改め、同条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 構造上身体障害者等の利用に専ら供するためのものと認められる自動車

第一百三十五条の四ただし書中「第三号」の下に「及び第四号」を加え、同条に次の一号を加える。

四 構造上身体障害者等の利用に専ら供するためのものと認められる自動車

第三章第一節中第一百三十五条の十六を第一百三十五条の十七とし、第一百三十五条の十五を第一百三十五条の十六とし、第一百三十五条の十四の次に次の一条を加える。

(自動車取得税の減額)

第一百三十五条の十五 知事は、次の各号の一に該当する自動車に係る自動車取得税については、当該自動車の取得価額のうち身体障害者等の利用に供するための構造の変更又は身体障害者等が運転するための構造の変更に要した金額に当該自動車に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額に相当する額を当該自動車に係る自動車取得税の額から減額することができる。

- 一 構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車
- 二 専ら身体障害者等が運転するための構造の変更がなされた自動車で営業用のもの

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鳥取県税条例(以下「新条例」という。)第一百六条の規定は、昭和五十三年度分の自動車税から適用し、昭和五十二年分までの自動車税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第一百三十五条の四及び第一百三十五条の十五の規定は、昭和五十三年四月一日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税については、なお従前の例による。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十三年十月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第二十九号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月)

鳥取県条例第十一号の一部を次のように改正する。
第六条中「九千四百五十円」を「一万四百九十円」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十三年十一月一日から施行する。

鳥取県農林団体組織整備助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十三年十月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第三十号

鳥取県農林団体組織整備助成条例の一部を改正する条例

鳥取県農林団体組織整備助成条例（昭和四十五年三月鳥取県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第七十九條第一項第一号に規定する事業を行うものに限る。以下同じ。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県林業改良指導員資格試験条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十三年十月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第三十一号

鳥取県林業改良指導員資格試験条例の一部を改正する条例

鳥取県林業改良指導員資格試験条例（昭和三十三年四月鳥取県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「大学」の下に「（同法第六十九条の二に規定する大学を除く。以下同じ。）」を加える。

第四条第一号中「学校教育法による大学」の下に「において、林業に關する正規の課程を修めて卒業した者若しくは当該課程を修める者のうち試験の実施期日から起算して一年以内に卒業する見込みの者」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県特殊車両通行許可申請手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十三年十月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第三十二号

鳥取県特殊車両通行許可申請手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県特殊車両通行許可申請手数料条例（昭和四十七年三月鳥取県条例第七号）の一部を次のように改正する。

本則中「行なう」を「行う」に、「五百円」を「千円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

風俗営業等取締法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十三年十月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第三十三号

風俗営業等取締法施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等取締法施行条例（昭和三十四年三月鳥取県条例第九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十三条」を「第十三条の二」に改める。

第二章中第十三条の次に次の一条を加える。

(手数料)

第十三条の二 次の表の上欄に掲げる許可等を受けた者は、それぞれ同表の下欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

一 法第二条第一項の規定による許可	一〇、〇〇〇円
二 法第三条第三項の規定による許可の更新	六〇〇円
三 第六条第二項の規定による許可証の再交付	五〇〇円
四 第十条の規定による承認	二、〇〇〇円

別表第一の一中、「梶川町、南本寺町」及び「北本寺町」を削り、同表の二中「旗ヶ崎」の下に「三旗町」を加え、同表の三中「仲之町」を「仲ノ町」に改め、「余戸谷町」の下に「みどり町」を、「巖城」の下に「幸町」を加え、同表の八中「及び大字引地」を「大字引地及び大字龍島」に改める。

附 則

1 この条例は、昭和五十三年十月二十日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、公布の日から施行する。

2 警察保安関係許可等手数料条例（昭和二十九年七月鳥取県条例第四十九号）は、廃止する。

鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十三年十月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第三十四号

鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例

鳥取県立高等学校等設置条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第二十一号）

の一部を次のように改正する。

第五条の表中

鳥取県立皆生養護学校

米子市

を

鳥取県立皆生

鳥取県立米子

養護学校

米子市

養護学校

米子市

に改める。

附 則

この条例は、昭和五十三年十一月一日から施行する。